

施設基準に係る届出

当院は、次の施設基準に適合している旨の届出を行い、所定の診療報酬を算定しています。

基本診療料	特掲診療料等
○医療 DX 推進体制整備加算 ○診療録管理体制加算 3 ○療養病棟療養環境加算 1 ○医療安全対策加算 2 ※医療安全対策地域連携加算 2：有 ○感染対策向上加算 3 ※連携強化加算：有 ※サーベイランス強化加算：有 ○データ提出加算 2・データ提出加算 4 ロ ○入退院支援加算 1 ※入院時支援加算：有 ○認知症ケア加算 3 ○回復期リハビリテーション病棟入院料 1	○在宅時医学総合管理料及び施設入居時等医学総合管理料 ○CT撮影及びMRI撮影（16列） ○脳血管疾患等リハビリテーション料（Ⅰ） ※初期加算：有 ○運動器リハビリテーション料（Ⅰ） ※初期加算：有 ○呼吸器リハビリテーション料（Ⅱ） ※初期加算：有 ○障害児（者）リハビリテーション料 ○集団コミュニケーション療法料 ○通院・在宅精神療法の注10に規定する児童思春期支援指導加算 ○医科点数表第2章第10部 手術の通則の16に掲げる手術（胃瘻造設術） ○胃瘻造設時嚥下機能評価加算 ○外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ） ○入院ベースアップ評価料

入院基本料に関する事項

● 2 階病棟（回復期リハビリテーション病棟入院料 1）

当病棟では、一日に 9 人以上の看護職員（看護師及び准看護師）が勤務しています。
なお、時間帯毎の配置は次の通りです。

9 時 3 0 分～1 7 時 3 0 分まで、看護職員 1 人あたりの受け持ち数は 6 人以内です。
1 7 時 3 0 分～9 時 3 0 分まで、看護職員 1 人あたりの受け持ち数は 1 8 人以内です。

● 3 階病棟（回復期リハビリテーション病棟入院料 1）

当病棟では、一日に 1 3 人以上の看護職員（看護師及び准看護師）が勤務しています。
なお、時間帯毎の配置は次の通りです。

9 時 3 0 分～1 7 時 3 0 分まで、看護職員 1 人あたりの受け持ち数は 6 人以内です。
1 7 時 3 0 分～9 時 3 0 分まで、看護職員 1 人あたりの受け持ち数は 2 8 人以内です。

食事等に関する事項

入院時食事療養（Ⅰ）、入院時生活療養（Ⅰ）

当院は、入院時食事療養（Ⅰ）及び入院時生活療養（Ⅰ）の届出を行っており、管理栄養士又は栄養士によって管理された食事を適時（夕食については午後 6 時以降）、適温にて提供しております。

治療食の提供

腎臓病・肝臓病・糖尿病等の患者様に対して、治療食の提供をしています。

入院診療計画、院内感染防止対策、医療安全管理体制、褥瘡対策、栄養管理体制、意思決定支援及び身体拘束に関する事項

当院は、入院の際に医師をはじめとする関係職員が共同して、患者さんに関する診療計画を策定し、7 日以内に文書によりお渡ししております。また厚生労働大臣が定める院内感染防止対策、医療安全管理体制、褥瘡対策、栄養管理体制、意思決定支援及び身体的拘束についての基準を満たしております。